

# 平成24年生駒市教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 平成24年1月31日(火) 午前10時～午前11時7分

2 場 所 生駒市役所401・402会議室

3 審査事項

- (1) 学校給食食材に関する放射性物質検査の実施について
- (2) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について

4 出席委員

委員長	中井公人	委員(委員長職務代理者)	村田浩子
委員	平本重次	教育長	早川英雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪幹夫	生涯学習部長	長田二郎
教育総務課長	峯島 妙	教育指導課長	伊東英治
学校給食センター所長	平尾嘉宏		
施設管理課長(中央公民館長兼務)	上 埜 秀 樹		
芸術会館長	長 嶋 美 穂	南コミュニティセンター館長	中 井 啓 雄
図書会館長	生 田 敏 史	スポーツ振興課長	中 田 和 也
教育総務課課長補佐	吉 岡 秀 高	教育指導課課長補佐	吉 村 茂
学校給食センター副所長	平 田 治 樹	生涯学習課課長補佐	今 野 敏 夫
図書会館副会館長	向 田 真理子	教育総務課庶務係長	松 田 悟
教育総務課(書記)	村 田 充 弘	教育総務課(書記)	松 井 恵

6 傍聴者 2名

午前10時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成24年生駒市教育委員会第1回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午前10時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第1回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前10時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般報告です。  
2月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。  
まず、教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いいたします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、今野課長補佐、お願いいたします。

《 生涯学習課課長補佐 報告 》

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、補足説明やご質問等ございませんか。

○平本委員：1月20日に開催される、いじめ対策会議の内容を教えてくださいませんか。

○伊東課長：主に、平成23年度のいじめ発生状況を報告するものでございます。

会議には、地域・保護者の代表の方や、教員が参加しておりまして、年2回の開催となっております。

~~~~~

○中井委員長：それでは、本日の審議に入ります。日程第4、報告第1号、学校給食食材に関する放射性物質検査の実施についてを議題といたします。

学校給食センター、平尾所長、お願いいたします。

○平尾所長：それでは、日程第4、報告第1号、学校給食食材に関する放射性物質検査の実施につきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定によりご報告いたします。

議案書の2ページからをご覧ください。

今回から実施いたします給食食材の放射性物質の検査につきましては、今年4月から食品衛生法に基づき、施行が予定されております「食品中の放射性物質に係る新基準」を先取りする形で、国において行われております食材の線量検査に加えまして、給食食材を使用する段階で生駒市独自に線量検査を実施するものでございます。

初めに、1、概要でございますが、昨年末に、厚生労働省薬事・食品衛生審議会におきまして、食品中の放射性物質に係る新基準が示されましたことから、学校給食の食材に対する放射性物質汚染の不安を解消し、安心・安全を高めるために、給食食材につきまして、放射性物質の検査を実施いたします。

次に、2、検査実施時期でございます。検査は、平成24年2月1日、明日の給食の食材分から実施いたしております。

3、検査のタイミングは、給食食材に使用する前の、いわゆる事前検査でございます。

なお、「検査実施当初において、使用する食材によっては、事後検査となる場合がある。」としておりますが、これは、検査は実施するものの、事前検査に間に合わないことも憂慮いたしましたので、こういった取扱いにしております。

次に、4、検査の対象とする食材でございます。ご覧の17の都県でございまして、東北地方の全県、関東地方の全都県に加えまして新潟、長野、山梨、静岡の各県を産地とする食材でございます。

この17都県を対象にしておりますのは、国におきまして、食品衛生を所管する厚生労働省をはじめ、原子力発電事故を所管する原子力災害対策本部が、食材の出荷制限等の前提となる検査を指示した都県としております。

次に、5、検査方法でございますが、学校給食の当日使用する食材のサンプル検査、いわゆる抽出検査でございます。

6、検査機関は、放射性物質の計量検査機関で外部委託となります。

次に、7、検査基準値についてでございます。食品中の放射性物質に係る基準案（新基準）に基づき、セシウム134及びセシウム137の総和の量が、牛乳につきましては50ベクレル/kg以下、一般食品につきましては100ベクレル/kg以下でござ

います。

次に、8、検査の定量下限値についてございますが、これは、検査機関が使用する測定機器の測定能力でございまして、学校給食で扱う食材で最も厳しい基準が、牛乳の50ベクレル/kg以下であることから、こうした下限値としております。

9、検査基準値を超えた場合の対応についてでございます。検査基準値を超えた食材は、給食に使用しないことにしており、これによって当日の献立から検査基準値を超えた食材を除いた調理となります。

また、検査基準値を超えた食材を除いた調理となる結果、献立として成り立たない場合には、この献立を欠いた給食となり、やむを得ず、パンと牛乳のみの給食となる可能性がございます。

このような対応になることにつきましては、被災の各県における放射性物質の測定機器の使用に際しての文部科学省からの指導や大臣の記者会見の内容を踏襲しての対応でございます。

次に、10、放射性物質の線量の検査結果についてでございますが、生駒市公式ホームページにより公表いたしまして、11、公表時期は、毎月上旬に前月の検査対象食材について一括して公表いたします。

なお、12、検査の例外といたしましては、検査対象食材であっても、検査基準値を下回ることが書面等により確認できる食材については、検査は実施しないこととしております。

なお、明日2月1日からの給食食材から検査の対象としておりますので、2月の上半期分及び今年度の年間契約分の対象食材19品目につきまして、すでに検査を終えております。

いずれの19品目につきましても、セシウム134及び137が不検出でありまして安堵しております。

なお、この不検出と申しますのは、検査機関が使用している検査機器の測定能力が6ベクレル/kgの定量下限値となつてございますので、いずれのセシウムも、6ベクレル/kg以下に収まっているところでございます。

以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○平本委員：先日、横浜に住んでいる長男夫婦に話を聞く機会がありました。

関東のスーパーでは、東北産の食材が多く、関西、中国、四国、九州産の野菜等の価格が比較的高くなっており、食材の放射能汚染にも敏感になっているそうです。

こちらでも、保護者から心配の声が上がっていることと思います。

そこで、お聞きしたい点が3つあるのですが、まず1つめが、2月上半期分の給食について検査を実施していただいた結果、セシウムが6ベクレル/kg以下で不検出という

ことでしたが、これは確実に安全な数値なのでしょう。

2つめは、検査をするサンプルの量についてお聞きしたいと思います。

3つめですが、検査費用についてどこから支出されるのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○平尾所長：まず、1点目の不検出の基準についてお答えいたします。現在、食品検査を委託している検査業者の検査機器では、6ベクレル/kg以下のセシウムは測定できません。

より高度な機器を使用すれば、1ベクレル/kg以下まで測定できますが、検査業者によりますと、この測定には時間がかかるということです。給食に間に合わなくなる恐れもございます。

国は、一般食品でセシウム100ベクレル/kg以下を安全の基準としておりますので、その基準より精密な検査はできております。

2点目のサンプルの量につきましては、食材が納入されるJA単位ごとに抽出検査を実施しております。給食食材は、大量に買い付けを行いますので、JA単位での納入となりまして、そのJAごとに抽出検査を行い、食材を破砕し、放射線量を測定しております。

3点目の検査費用につきましては、市の公費で負担しております。

○早川教育長：予算につきましては、年間にどれだけの頻度で17都県内の食材を購入するかで費用は変わってきますので、1年ほど様子を見まして、大きな負担が出る場合は、その負担をどうするか再検討する必要があります。

○平本委員：費用がどれほどかかるか未定なのですか。

○平尾所長：検査には、1検体あたり1万円の費用がかかります。年間187回の給食のうち、17都県の食材がどれほど使用されるかは分かりませんが、過去4カ月の給食におきまして17都県の食材の使用頻度を確認しますと、1日当たり1検体の検査の必要があるかないかですので、試算ですが、年間200万円ほどの費用が必要と思われる。

○中井委員長：ほかにございませんか。

○早川教育長：給食食材の放射能汚染問題につきましては、市民の声も大きく、子どもたちの健康を守る団体や個人からの問い合わせも入っております。

要望書や議会での質問もございませし、関心はかなり高い問題です。

今、平尾所長にご説明いただいたように、今後の検査も取り組んでいただきたいと思います。

○村田委員：今回の検査では、放射性物質は不検出という結果に安心しました。

食材は、JA単位での納入ということでしたが、JAでは放射能汚染の検査は実施していないのでしょうか。

また、検査基準を下回る事が確認される食材については検査を実施しないとご報告いただきましたが、この確認はどのようにされるのでしょうか。

○平尾所長：17都県では、農林水産省が週1回のペースで検査を実施しております。この検査で、国の基準値以上の放射性物質が検出されれば、出荷停止となりますので、市場に出回っている食材については、国の基準を満たしているはずですが。

また、検査基準値を下回る食材の確認ですが、出荷業者による自主検査の書面により安全性が分かれば、市での検査はいたしません。

○村田委員：もし、放射性物質が多くの食材で検出されて、給食に使用できない食材がたくさん出た場合は、給食費はなるのでしょうか。

○平尾所長：基準値を超える放射性物質が検出された食材につきましては購入いたしませんので、当日の材料費に充当し切れない分は、後日何らかの形で補完する予定でございます。

○中井委員長：市立保育園4園と小・中学校では献立が違うと思いますが、検査はどのように実施されていますか。

○大津輪部長：保育園につきましては、献立は各園で立てておりますが、放射線物質の検査は小・中学校の給食分と同時にまとめて検査しております。

保育園は、給食の規模が比較的小さいため、17都県以外から食材を仕入れることも容易ですが、17都県の食材を使用する時には検査を実施いたします。

○中井委員長：将来を担う子どもたちの健康を損なわないよう、今後も継続して検査を実施していただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

＜ 異議なし ＞

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第1号、学校給食食材に関する放射性物質検査の実施については、報告のとおり了承することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、議案第1号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長、お願いします。

○峯島課長：日程第5、議案第1号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページから、並びに、資料1、2をお願いいたします。

今回の規則改正につきましては、奈良県教育委員会におきまして、1月16日から一斉に、学校欠席者サーベイランスが導入されたことに伴いまして、学校教育法施行細則の一部を改正するものでございます。

なお、学校欠席者サーベイランスにつきましては、資料2をお願いいたします。

奈良県保健予防課から、県教委に対し平成21年に流行しました新型インフルエンザへの対応を踏まえまして、インフルエンザ対策の一環としまして、サーベイランス体制の導入について要望があったものでございます。

このサーベイランスを導入することで、各校園は、インフルエンザをはじめとする感染症の流行状況をリアルタイムに把握し、適切な準備が可能となります。また、インフルエンザ等の感染症の侵入を早期に探知し、迅速な対応が可能となるなど、児童生徒の健康被害や感染拡大の防止に役立てることができるものでございます。

次に、資料1、学校教育法施行細則新旧対照表をご覧ください。

規則改正の内容でございますが、第3条中「児童生徒又は、その同居者中に」を「校長又は園長（以下「校長等」という。）は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に」に、「疾病」を「感染症（以下「感染症」という。）」に、「、又はかかるおそれのあるとき」を削除し、「校長は、様式第1号によって遅滞なく」を「別に定めるところにより、その旨を」に改め、「当該事由がなくなったときも同様とする。」を削除するものでございます。

また、同条第2項中、「校長」を「校長等」に、「児童生徒」を「児童等」に改めるものでございます。

次に、第4条中、「校長は、児童生徒に疾病の集団発生をみたとき」を「校長等は、児童等に感染症以外の疾病が集団発生したとき」に改め、「によって」を「により、速やかに」に改め、第5条中、「校長は、児童生徒」を「校長等は、児童等」に改めるものでございます。

また、サーベイランスの導入により、システム入力で報告が可能となったため、書面による報告様式である様式第1号を削除いたします。

最後に、様式第2号及び様式第3号中、「〇〇学校長」を「〇〇学校長（園長）」に改め、様式第3号中、「児童（又は生徒）」を「児童等」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は、本日議決をいただきましたら、2月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○村田委員：幼稚園・保育園を含むサーベイランスということで、子ども全体を網羅するシステムになっているようですね。

○峯島課長：もともと、小・中学校では書面での報告の手順がありましたが、今回、幼稚園・保育園を含め、システム管理になったことで、リアルタイムで報告することが可能となりました。

幼稚園、小・中学校のシステム説明会も行いまして、1月17日からのシステム導入は円滑に行われております。

○中井委員長：情報が速やかに伝わるようになれば、適切な指示も出すことができますので、こういったシステムを是非活用していただきたいと思います。

学級閉鎖についてですが、期間等の基準のようなものはありますか。

○峯島課長：以前、新型インフルエンザが流行しました際には、感染力の強さから、学級閉鎖の期間は7日間と長めに定められましたが、今回のインフルエンザの流行につきましては、例年通り、感染症の一種とみなしまして、学校と学校医との協議により、およそ3、4日の学級閉鎖としております。

○中井委員長：感染人数の基準はどうか。

○早川教育長：以前は、40人中10から13人程度が感染すると閉鎖しておりましたが、先ほど峯島課長が説明しましたとおり、新型インフルエンザの流行時に基準が改められまして、数人の感染で閉鎖となりました。現在も基準は厳しく、学級内でインフルエンザが広がり始めた時点で、学級閉鎖を検討するようになっています。

○中井委員長：インフルエンザによる学級閉鎖で、授業日数が減っていることと思いますが、学習面の補充はどのようにしていただいていますか。

○伊東課長：通常は標準となる授業日数を越えて授業を行っておりますので、ある程度の学級閉鎖は問題ございませんが、万が一、日数が足りなくなりました場合には、1時間目の授業が始まる前の時間やもともと授業時間をあてていない時間枠を利用して対応しております。

○中井委員長：引き続き、各校園と事務局で連携をとりながら、対策を進めていただき



たいと思います。

ほかにございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、議案第1号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上でございますが、ほかになにかございませんか。

○平本委員：私は、現在、教育相談を行っております、学校でのいじめや不登校の相談も受けています。

学校へ行けずに不登校になった生徒も、教育相談室等の学校以外の場では学習意欲がある場合があります。

私自身、教員生活を振り返って反省する点があるのですが、不登校とひとくくりに言いましても、昼夜逆転して生活リズムがずれている子、家庭内で暴力的になる子など様々です。これまで、学校から市に「不登校児童生徒は〇〇人です」という報告をしていましたが、もっと細かく子どもを観察し、一人ひとりにどのような対応をすれば良いかを考えなくてはなりません。

市のいじめ・不登校の実態、教育相談室の果たす役割について、報告していただきたいと思ひます。

○伊東課長：平本委員がおっしゃるように、いじめ・不登校につきましては、すべての子どもの家庭での状況を集められているわけではございませぬので、対応が必要であると考えております。実態としましては、不登校の児童生徒が小・中学校合わせて30数名いまして、そのうち、適応指導教室に通級している児童生徒が15名です。

適応指導教室の一番の目標は、児童生徒の学校復帰でございまして、それと並行しまして学習保障も進めております。

市としましては、スクールカウンセラー・教育相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、対策を行っております。例えば、来年度は、より相談の機会を活用しやすくなるよう、スクールカウンセラーの1回あたりの配置時間を長くする予定でございませぬ。

また、子どもたち1人ひとりの状況を細かく把握するために、必要に応じて、指導主事を派遣して、指導を行っております。

○中井委員長：これからも、いじめ・不登校についてご報告いただき、また、事務局と学校がどのように連携し、組織を機能させていくかのご検討をよろしくお願ひします。

○早川教育長：先日、他県で、母親が小学6年生の子どもを刺し殺したという事件がありました。

児童虐待を解決するための一番の壁は、家庭訪問に行っても、親が家の中に入れてくれないことです。強制的に中に入ることはできませんし、警察や児童相談所等に虐待を把握して通告しても、今回のような事件が起きてしまいました。

教師の限界をどう乗り越えるかという、大きな課題を突き付けられたと思います。

○中井委員長：本当にいたたまれない事件です。子どもの命を守るための強制力等の対応について、考えなくてはなりません。

情報をつかんだらすぐ行動する等、今後いろいろな観点から、このような問題に向き合っていく必要があります。

ほかにございませんか。

○村田委員：先日、成人式に出席させていただきました。

式の後、息子が友人を自宅に連れて来て、10人ほどの同窓会をしましたので、式の感想を聞いてみました。私が、式の中の私語についてもう少し静かにできないかと尋ねますと、静かだったのではないかという答えが返ってきました。来賓の言葉もきちんと聞いていたようですし、主催者側と成人では、受け取り方が違うのだと感じました。

そのほかの意見につきましては、「東北大震災に関して黙とうがあれば良かった」、「10歳の子どものからのメッセージには反省させられた」、「20歳の成人から親へのメッセージがあればよかったのではないか」などという意見もありました。また、懐かしい先生からのビデオレターも、とてもうれしかったようです。

新成人たちは、会場での時間を満喫したようで、式を開催していただいて本当に良かったと思います。

○中井委員長：より良い成人式になるよう、今の村田委員の意見も踏まえまして、検討していただきたいですね。

ほかにございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午前11時7分 閉会